

令和3年度第1回神戸市子ども・子育て会議「教育・保育部会」

議事要旨

日時：令和3年6月4日（金）9：00～11：00

場所：神戸市役所1号館14階・オンライン

1. 開会
2. 議事

(1) 神戸市子ども・子育て支援事業計画（教育・保育関連事項）の点検・評価について

●事務局

資料②により説明（省略）

○委員

- ・1号が減少して2号・3号が増加するという傾向は、これからの社会状況を考えても、続いていくかと思う。幼稚園から認定こども園に移行することで、2号・3号の定員拡大も可能かと思うが、現状、神戸市で幼稚園から認定こども園への移行の可能性があるところが残っているのか。
- ・就学前児童の減少の要因を神戸市としてどのように分析されているのか。

●事務局

- ・幼稚園から認定こども園への移行は、毎年1～2カ所、定員として20名又は40名を見込んでいる。以前から積極的に幼稚園等に対して移行を働きかけており、毎年1カ所ないし2カ所の移行が平均的であると認識している。今後、ニーズ等をしっかり踏まえた上で移行を推進したいと考えている。
- ・就学前児童数は、令和2年度から令和3年度で2,800名余り減少しており、計画で見込んでいるより減少幅が大きい。一番大きい要素としてコロナの影響が考えられる。コロナ禍が産み控えであったり、結婚を控えることにつながっているのかどうか、あるいはコロナ禍が終息するとその反動で伸びてくるのかどうかなど、ある程度コロナが収まってからでないと、なかなか判断できない部分がある。令和2年国勢調査の結果が出た時点や、コロナの状況が落ち着いた時点で精査したいと考えている。

○委員

- ・幼稚園から認定こども園への移行については、連盟としても、この新制度がスタートする平成27年に向けて積極的に推進してきた。新制度スタート後も、5年の移行期間を

過ぎると特例が使えなくなるということで積極的に勧めてきたが、私学助成の幼稚園の中には移行しないという考えの園もあり、少し動きが鈍化していたが、2号は増えても1号は減るという状況の中で、認定こども園に移行しようかという動きも出てきている。

- 移行特例が延長されており、そういった考えがある園には、連盟としても早めの移行を促している。ただ、小さい園も多く、老朽化しているような園もあり、なかなか財政的に厳しい面もある。自己資金との兼ね合いで、どれぐらい補助金が出るのかによって判断が変わってくる。そのような状況なので、神戸市には「この補助金が使えますよ」というような、きめ細やかなご相談に乗っていただき、背中を押していただく役目をお願いしたい。
- 7ページの利用希望者数の状況を見ると、3号は1万2,958人から1万2,964人と去年からあまり増えていない。しかし、2号の子どもが約340人ほど増えている。3号があまり増えていないというのは、コロナの影響で、小さい子どもを預けて働くのをためらっておられるのか、在宅勤務で預けておられないのかという家庭もあるのではないかと思います。もう少し様子を見ないといけないかもしれないが、もうそろそろ小規模保育事業所の整備は進めなくてもよいのではないかと思います。
- 将来的に3号がもっと減ってきたら、小規模保育事業で閉園するところが出てくるという見方もあるが、一度運営を始めたなら、なかなか閉園できないと思う。小規模保育事業所の新設ではなくて、幼稚園で3号の子どもの受け入れを進めてはどうか。いくつかの園が認定こども園になれば、結果として60人規模の保育園が一つできるぐらいの2号・3号の定員拡大になると思う。
- 今、神戸市はコロナ対応を全庁を挙げて取り組んでいただいている。保育園・幼稚園・こども園の職員・教職員も、一般よりも早く予約できるという大きな決断をしていただいた。去年の緊急事態宣言の間もずっと休園せずにやってきた先生たちの苦勞が本当に報われて、大喜びしている。先生たちは、これで安心して保育ができると言っている。
- 今はコロナが喫緊の課題だが、次の課題として、この子どもの減少に神戸市全庁を挙げて、本気になって取り組んでいただきたいと思っている。この子ども・子育て会議が始まった当初、ある委員がおっしゃったが、一つの団地を、底層には高齢者、高層には若い人が住むモデル的な住宅をつくって、そこに家賃補助もしてあげる、そして、疑似祖父母というような形で、高齢者が保育園等に迎えに行き、若い人が代わりに車

で買い物をする、というような助け合いが生まれるのではないか。

- ・ボランティア精神は、阪神・淡路大震災から神戸に根づいた文化だと思う。そういったボランティア精神も生かした子育ての取り組みを、この子ども・子育て会議でも考えていくべきだと思うし、全庁を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

○委員

- ・10ページの「特別養護老人ホーム等における保育施設の設置促進」で、令和3年4月に1か所開設となっているが、どういったものなのか、もう少し詳細を教えてください。

●事務局

- ・灘区鶴甲の特別養護老人ホームの中にある「六甲敬愛保育園」。もともとホームの職員向けにあった施設で、12名定員のうち6名を地域枠に設定し、事業所内保育所として開設したもの。

○委員

- ・コロナの関係で、なかなか高齢者と子どもたちが一緒にというのは難しい状況になってしまったが、子どもと高齢者が一緒に過ごすことができ、施設的にもバリアフリーとなればよいのではないかと思う。保育士さんが、高齢者施設の職員もできたりとかいうところもあると聞いている。
- ・小規模保育事業所が多く開設されこの後どうなっていくのか、小規模保育事業を単体でされている法人の今後の経営がどうなっていくのかは少し心配している。高齢者施設もなかなか空きがないと思うが、場所がよく、建物が広いところで、このような取り組みを広げていっていただけたらよいと思う。

○委員

- ・資料の8ページの区域ごとの利用希望者数で、北区の本区が前年度から107人増となっている。区全体で就学前児童の数は減っているなか、ここだけ3桁の利用希望者増があるのは、何か理由があるのか。先ほど、一部地域で大規模マンション整備があつてという説明の中で、灘区と西神中央は挙がっていたが、北区は挙がっていなかった。
- ・9ページの保育送迎ステーションを新しく始めてみて、保護者の反応がどうなのか。
- ・事業所内保育所も重要かと思うが、特別養護老人ホームでのことだけなのかどうか。あと、企業主導型保育所との関係性がどうなっているのか。

●事務局

- ・北区（本区）も、就学前児童数は減少している一方で、一部地域では宅地開発が進んで

いる。また、昨年度、利用希望者数が少なかった反動もあって増えているということも考えられる。その他の要因については、もう少し状況をよく見ていく必要があると考えている。

- ・事業所内保育所についても、0歳児から2歳児までの受け皿を充実させるという意味で重要であり、整備を推進していきたいと考えている。あわせて、卒園後の受け入れ先を確保するため、分園や保育送迎ステーション、サテライト型小規模保育事業を進めていきたい。企業主導型保育事業についても数が伸びている。また、現在、国において事業者を募集しているところである。
- ・保育送迎ステーションについては、設置したばかりで保護者の生の声を聞く機会はあまりないが、私も実際に何園か見させていただいたところでは概ね好評かと思う。お子さんも、送迎バスに乗って行くことを楽しみにしていたり、園によっては、バスでの移動を楽しいものにするような工夫がされている。

○委員

- ・待機児童11名というのは、全国的に見ても、本当に努力した優秀な市であると言っても過言ではないと思っている。そこには、神戸市当局のご努力と、事業者の努力と、そして神戸市子ども・子育て会議の存在がある。
- ・部会長のリーダーシップのもとに、他都市ではあまり見られないほど、それぞれの委員の皆さん方が、しっかりと意見を述べる。全国の子ども・子育て会議の議事録を確認している方からも、神戸市が全国の中で一番しっかりした会議をやっているといった評価をいただいている。子ども・子育て会議として、しっかりとミッションを果たせているのではないかと思う。
- ・10ページの〈参考2〉の計画の検証・見直しにも関わるかもしれないが、今後、小規模保育事業のあり方、経営難といった課題も出てくるだろうし、定員を拡大した園にとっては、（就学前児童数の減少等が）既に心配になっているような地域も実際にある。
- ・子ども・子育て新制度は、定員を下げることによって少し経営が安定するというような仕組みを国がつくってくれている。これは、少子化傾向にある中山間地域など、保育ニーズはゼロにはならないが減少傾向にある地域の保育ニーズに答えていこうという仕組みである。その定員の見直しも柔軟に考えて、実際に必要なのかどうかというようなところをこの部会で検証していければと思っている。

(2) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援について

●事務局

資料③により説明（省略）

○委員

- ・この制度、最初はすごくよいと思ったが、対象条件が厳しいなと思う。もうちょっと条件を緩和してもよいのではとも思う。
- ・神戸市は、ボランティア活動が非常に盛んなところで、自主保育みたいなことをずっとされているグループが非常に多い。その中で、子育てとか、地域への関係性などをつくられてきたというようなどころもあると思う。これだけ保育施設が充実してくると、大分衰退していったって、数えるほどの団体しかないという状況にはなってきているが、それでもそれを脈々と続けているようなどころには何とか支援の手が伸びないかなとかねてから思っている。
- ・私のほうでは、教会の地域支援活動、お寺の地域貢献活動みたいな形で自主保育をされているようなどころも、幾つかご相談をいただいている。無償化で園児さんが少なくなってしまったところがあったので、このような制度が活用できたらいいと思う。これの情報はどのように周知されるのか。完全な公募なのか、ある程度内々定の状態なのかというのをちょっと教えていただけたらと思う。

●事務局

- ・補助金については施設が申請するわけではなく、利用されている児童の保護者の方が申請されることになる。広くホームページ等で周知させていただく。
- ・保護者には一度お金を施設に払っていただいたうえで、2万円を上限に償還払いさせていただく形で考えている。

○委員

- ・保護者さんのベースで週4日とか5日とかになると、複数の施設に通われている方の場合どうなるのか。あくまでも一つの施設で週4・5日、通う必要があるということか。

●事務局

- ・あくまで一つの施設を想定している。

○委員

- ・私は条件が緩すぎるのではないかと思う。資料には、「森のようちえん」には「施設

を持たない団体もあれば」とある。施設を持たない団体が、雨の日とか、感染予防であるとか、そういうことに対しての備えはあるのかどうか。安心・安全な環境なのかどうか心配である。

- ・別紙の「(1)開所時間」について、国の要件は、「1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上」となっている。一方、市の取り扱いである「週20時間以上年間780時間開所であれば週4日でもよい」となると、緩和したことになるのではないか。
- ・「(4)対象施設」に関しても、認可施設とか認可外保育施設等は対象外とあるが、対象となる施設に対する基準をもう少し明確化する必要がある。
- ・複数の施設に通われている方にとっては、「森のようちえん」だけに特化するよりも、預かり保育の補助金をアレンジする方がありがたいのかなとも思う。

●事務局

- ・安全・安心の確認は、施設からの申請があった時点できっちりと行い、安全・安心を確認できない施設は対象外とする。
- ・別紙の「(2)集団活動に従事する者の数」、「(3)集団活動に従事する者の資格」については、国要綱の「概ね」を削除するため、国の示した基準よりも、結果としてやや厳しくなる。
- ・「(1)の開所時間」も、国の基準から緩めるという趣旨ではない。国が「概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上」なので、そのまま掛け算すると「週20時間以上、年間780時間」となり、これが最低基準だと考えている。3日であれば週の半分以下になるため認めず、週4日は週の半分以上となるので認めようかと考えている。

○委員

- ・安全・安心の確認をきちんとするということだが、市内で活動している3団体は基準に合致していることを確認しているのか。施設から申請があれば確認するということか。
- ・開所時間についてはやはり緩和している。1日に長時間預かっていけば4日でもよいということになれば、週6日間開所する無償化対象の保育施設とは大きく異なる。
- ・一方で、保護者負担の平均が25,000円程度に対して2万円が補助される。通常補助金は1/2が一般的だと思う。
- ・少し賛同しかねる施策かなと思う。

●事務局

- ・「森のようちえん」を運営する団体一つにヒアリングした内容を資料でお示ししている。

- ・「森のようちえん」全てが基準に合致するとは限らない。開所時間や、資格を持っている従事者の割合などが該当しなければ、当然その団体は対象外となる。「森のようちえん」として、神戸市で今、把握できているのが3団体だが、他にも活動している団体があるかもしれない。そういう団体から申請が出てくれば、当然確認のうえ対象となるかどうか判断させていただく。
- ・開所時間については、国の要綱では「概ね」とあるので、後々問題とならないよう「概ね」の範囲を決めておきたいという趣旨。基本的には、国の要綱で定めている基準と同じ条件で認めていきたいという提案である。

○委員

- ・それでも賛成しかねる。国の要綱で「概ね」と書いているからといって、「週5日」を「週4日」にする必要はないと思う。

●事務局

- ・開所日程については、いただいたご意見を踏まえ、「週5日以上」のほうがいいのか、「週4日以上」のほうがいいのか、もう一度検討させていただきたい。

○委員

- ・「森のようちえん」で、施設もない、バスもないとなると、雨が降った場合は、お休みになるかと思う。そうすると、週4日以上のある週もあれば、それ以下の週もあるというように、週によってバラバラになると思う。そうした場合に、補助を出したり出さなかったり、その月々で変わってくるのか。

●事務局

- ・「森のようちえん」のコンセプトは、自然の中で活動を行うということなので、雨が降った場合でも、雨具などを着用し、当然避難経路などの安全確認をしたうえで活動している。そういうことも含めて自然体験として進めている。当然、豪雨の場合は安全が確保されていないということで、保育自体をされてないと思う。

○委員

- ・小雨といっても何時間も保育することは難しいのではと思う。保育をしたとしても、時間は短くなったりするかと思う。そのあたりの実態をもう少し検討していただけたらいかがか。

●事務局

- ・神戸市が把握しているのは3団体だが、ひょっとしたらもう少し申請が出てくるかもしれない。実態についてはきっちり確認させていただいて、この制度の対象となるのか

どうか判断したい。

○委員

- ・先ほどから「申請」という言葉が2つの種類で使われていると思う。補助金は保護者からの申請に基づいてということだが、対象となる施設も公募されるのか。それとも、神戸市が声をかけるのか。
- ・先ほどからの市の説明で申請があったところを確認に行くというのは、施設として申請があったところを確認に行き審査するという意味でよいか。神戸市が対象施設を決定し、その施設を利用されている保護者の方に対して広報したうえで、保護者が市に申請すれば、市が保護者に2万円をお支払いするという流れになるという理解でよいか。
- ・この事業を市としてどう活用していくのかというコンセプトがよくわからない。「森のようちえん」のような、自然の中での体験を通して幼児期を過していくというところに対しても市として支援することで、そういう保育のコンセプト、体験は子どもたちに対して大事だよというメッセージを投げかけることにもつながると思う。そういう趣旨もあって「森のようちえん」を特出して挙げられているのか。それとも、こういう国の事業ができたので、対象となる施設を考えたら、「森のようちえん」と「外国人学校」になったという感じで思われているのか。
- ・おそらく、園庭を持たない保育施設で、外遊びに行くときは大変気を遣われていると思う。20人に1人の指導員で外で集めて自由に遊んでという団体に、市として決定通知を出して、どこまで責任をもたないといけないのか、という部分がとても気になる。
- ・リスク管理面と、この事業に対するコンセプトをもう一回ご説明いただきたい。

●事務局

- ・まず、施設や「森のようちえん」のような施設を持っていない団体が、対象施設としての基準に該当するかどうかを決める。対象施設については監査も行い、安全確認も行う。補助金については、そこに通っているお子さんの保護者に申請していただく。いったん施設のほうにお金を払っているかと思うので、後で神戸市から保護者の方に償還払いという形で、補助金を支払うという形である。
- ・「森のようちえん」のように神戸市の特徴である自然を活用した施設とか、これまでの歴史の中で一定の役割を果たしてきた「外国人学校」については、既存の制度では無償化の対象外という形になっていたが、今回できた国の制度で支援をしていきたい。既存の制度で無償化の対象になっていない方たちを対象にして、支援していきたいと

いうコンセプトで今回お示ししている。

●事務局

- ・幼児期の自然体験を推進しようということで、部会の委員にもご協力いただきながら、保育園・幼稚園・認定こども園、それから「森のようちえん」の関係者が参加するフォーラムを昨年9月に神戸市主催で開催した。その中で、山があり、海がありという自然環境が神戸の大きな資源・特徴であり、「子育てしやすい街、神戸」を掲げるうえで、こういった自然の資源を活用していくことが大事であろうという話になった。「森のようちえん」はもちろん、認可保育所や幼稚園においても、普段の保育活動の中で、自然環境の活用も考えていこう、自然体験に力を入れていこうというような方向性を、参加者の意見も聞きながら、神戸市として決定している。
- ・そういった経緯のなかで、国でこのような制度ができ、「森のようちえん」も対象になりうるのであれば積極的に活用していこうという趣旨で、今回、予算措置させていただいた。神戸市として、「森のようちえん」を進めていくというコンセプトを持っている。「森のようちえん」の利用者が、現在、無償化の対象になっていないということで利用が控えられているような現状も報道されているし、実際に聞いている。そういった状況なかで利用者の支援を行うという観点から、今回、こういった制度を予算措置させていただき、必要な要件の整理についてご意見を賜っている。

○委員

- ・設備の要件を見ると、
 - (1) 集団活動を行う部屋のほか、調理室（給食を提供する場合に限る。自らの施設で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備）及び便所があること。
 - (2) 集団活動室の面積は、概ね幼児一人当たり1.65㎡以上であること。
 - (3) 必要な遊具、用具等を備えていることとなっているが、この基準が合致するところがあるのかどうか。
- ・施設が2万5千円ほど徴収しているなかに給食費が入っているのであれば、そこに対して2万円を補助すると給食費に対しても補助することになるのではないか。現在、1号認定こどもの給食費は無償化の対象外で、市独自の補助制度もない。
- ・幼稚園を名乗るには様々な設置基準を満たす必要がある。「森のようちえん」はひらがなとはいえ、保護者にとっては、幼稚園と同じ設備で、同じような幼児教育をしてくれるのかなと迷ってしまうかもしれない。
- ・国の要綱を見ると、全部「市長が認める」「市長が決定する」となっている。何かあつ

た場合は、すべて市長の責任になる。施設に対する補助でないとはいえ「監査を毎年行う」となっており、指導・監査を行うということは市が認めるということになる。

●事務局

- ・「森のようちえん」でヒアリングした1団体は給食を提供していない。他の団体もおそらく同様だと思われる。
- ・要綱案の第2条第1項第2号にあるように、補助対象となる利用料は「実費徴収費の類いではないもの」となっている。あくまで保育料のみを支援するもので、食材費などは支援対象に入らない。

○委員

- ・外国人学校も対象として想定されているが、外国人学校にもいろいろある。インターナショナルスクールのようなものもあれば、コミュニティがつくっているような外国人学校などもある。それと同じように、幼稚園・保育所と、「森のようちえん」のようなコミュニティがつくっているものというのは全く性質が違うものだと考えている。
- ・私が把握している限り、「森のようちえん」の運営母体で、言い方は不正確かもしれないが、運営基盤が大きいところは少ないのではないかと考えている。保護者負担金として1人2万5千円も必要とするほど費用がかかっている団体が、本当に実際どれだけあるのかなとも思う。
- ・「森のようちえん」は、「ようちえん」という名前を使っているが、一般的には補完的な施設というか、普段は園に通っていて、園ではできないことを「森のようちえん」でしよう、という考えで利用しているのではないかと考えている。また、組織の成り立ちとして、完全に保育をお願いするというよりも、親御さんも一緒にかかわってつくっていくという面がある。例えば、保護者10人の中で当番で二人ずつお母さんがついたりとか。だから、多少自然の中で、少し危険なところがあっても、保護者さんも「大丈夫です。」と言っただけ。そういう、全然性質が違う組織に対して同じ補助金の枠を当てはめようとしているこの仕組みが非常に課題かと思う。
- ・これだけの要件を満たすところは本当に大手の施設しかないと思っており、正直「森のようちえん」は難しいのではないかなと。保護者からもらったお金も、使えるところがおそらく人件費ぐらい。材料費が対象外だとどこで使うのかとも思う。どういう監査をするかわからないが、使い切れないということもあるのではないかと。制度自体が国が作っているのに、神戸市としてはどうしようもないのだと思うが、とても不思議な制度だと思う。

- ・「森のようちえん」などを運営している方々も、保育料としていただくよりも、事業補助として例えば年間30万円とかもらう方が運営が楽になるのではないか。そこまでの変更はできないとは思いますが、運用として、この制度をこのまま当てはめるのは非常に私も危険だと思う。
- ・責任問題などになってくると、いわゆる保育という感覚でやってない団体では、トラブルが起きる可能性は高いのではないか。

○委員

- ・市として、どれくらいの保護者が申請すると見込んでいるのか。3歳以上になったら、ほとんどの方が保育所や幼稚園に通われている。認可外を利用されている方にも既に補助が出ている。

●事務局

- ・おっしゃるとおり、既存の施設はほぼ無償化の対象となっている。「森のようちえん」「外国人学校」は市として把握しているもので10施設ぐらいあり、利用者数が現在約250名いる。最大で250人ぐらいの数を想定している。

○委員

- ・この制度は、保護者にはメリットがあるが、事業者にはどういうメリットがあるのかなと思う。今後どのように事業が伸びていくのかとか、展開されていくのかというところを、現時点でどのように予測し、利用人数が今後どうなると思われるのか。

●事務局

- ・250名は最大であり、それ以下になる可能性もある。
- ・今後、「森のようちえん」の人数は増えるかもしれないが、少子化が進むなかで、「外国人学校」も含めて人数がどうなるのか注視していかないといけない。現時点では「こうなっていく」というのは申し上げにくい。

○委員

- ・これだけ待機児童対策では、供給の予定をしっかりと計画・検証しているのに、同じく税金を投入するにもかかわらず先が見えないというのが、ちょっと不思議だなと思う。

○委員

- ・私は保育園を利用しているが、「森のようちえん」のことをすごい魅力的だなと思った。自然を体験させてやりたいと思うのなら、会社が休みの土日に保護者も一緒に参加できるほうが行きやすい。平日に利用できる人というのは限られてきている。共働きが多くなっている中で、限定された人にだけ楽しみがあるなんてという感じには思った。

○委員

- ・今までいろんな規制緩和がなされてきて、他の委員がおっしゃったように、何でもありみたいなことになってきている。あわせて質が担保されていればいいが、そうでない場合もあるということでの思いは私も事業者として同じ。一方で、神戸市私立保育園連盟でこの話を出したときは、特に強い反対意見は実はなかった。利用者の方にとっては、選択肢が増えるということも大事なんだろうということ。
- ・市長がいうように、自然との関わりというのは、資質・能力を培う上では本当に大事な教育・保育の方法だと思っている。知識・技能をどう使うかという思考力、判断力、そしてその土台になる学びに向かう力、人間性というのは、自然との関わりの中で培われていく要素が強い。「資質・能力」をざくっというと、予期せぬことに対応する力と言われている。自然との関わりによって出来上がる力というのは、予期せぬことに対応する力と言われている。まさに今、コロナのような想定外の状況に置かれたときに、それを乗り越えていこうとする力が、自然との関わりによって培われていくと言われている。
- ・保育所保育指針や幼稚園教育要領の一番最初のものである、昭和23年の「保育要領」には、環境が子どもたちに大事だということを「園庭」の項目のところに記載していた。園庭も、ミニグラウンドではなく、起伏があって、自然豊かで、そこに畑があって、愛育しながらというような、そういうものにしなさいというのが指針の最低基準として述べられていた。結局、幼稚園教育要領も保育所保育指針も告示化された際に、東京で土のない園庭の園もある実状の中で、すべて適用できないため、そういう記述が一切抜けてしまったという経緯がある。
- ・神戸市のように自然豊かなところで自然を活かした教育というものが、脳の8割が完成する就学前の時期に本当に必要だと思う。ただ、残念ながら待機児童解消という課題もあり、園が所在している地域が住宅地のど真ん中であったり、利便性の高いところであったりと、いわゆる自然豊かなという場所ではないところが多い。
- ・身近な園庭を工夫するということも大事だが、「森のようちえん」と言われるところや、それ以外でも、自然との関わりながらいろんな体験をできるだけ就学前にやっておく必要はあると私は思う。
- ・委員の皆さんが不安に感じているところもあるので、国の言われるとおりではなく、神戸市としてしっかり理念を持って、仕組みをつくっていくことが大事ではないか。

○委員

- ・普段は、保育園・幼稚園・こども園に行っていて、週末に「森のようちえん」で、子どもだけでも親御さん一緒の参加でもいいので、自然の中でいろんな自然体験ができたらいいのではないかな。土日にやっていただくことを条件にしつつ、平日に来たい人もいいよという形。土日にやっていただくのと休日保育の受け皿にもなる。「森のようちえん」に行けば、自然体験もできる、土日に何時間か預かってもらえるというようなことでよいのではないかな。
- ・「外国人学校」はこのままの制度を適用すればよいと思う。ただ、この「森のようちえん」に関しては、もう少し考え直していただいたほうがよいのではないかな。

○委員

- ・この件につきましては、いろいろ課題があると思う。自然体験が大事だというのは、誰しも理解している。ところが、ずっと自然の中だけとか極端なことになると、いかなものかとも思う。施設の中でしかできない体験というものもたくさんある。そのあたりのバランスがとても重要ではないかなと思う。
- ・ヨーロッパの「森のようちえん」を見てきたが、バスの中で狭いが一人一人の机がちゃんとあって、そこで絵を描いたり、本を読んだり、そういう施設の中での体験もできるようになっている。ところが、日本は、そういうものは全くなく、外だけということで、ちょっと偏っている節もなきにしもあらずという気もしている。
- ・この点をもう少し検討する必要があると思う。神戸市でご検討をお願いしたい。

(3) 利用調整基準の改正について

●事務局

資料④により説明（省略）

（質疑なし）

(4) 幼児教育の理解の推進について

●事務局

資料⑤により説明（省略）

○委員

- ・時間の都合のあるため、書面で意見いただく形で進めさせていただきたい。
（委員一同了解）